

第3子以降のお子さんの 手当額増額のための申請



申請が必要な方

A と B と C すべて に該当する方

※お子さんが2人以下の場合、申請は必要ありません

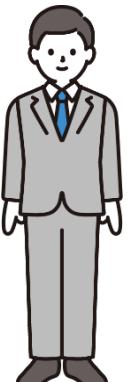
A	大学生年代（H16.4.2～H20.4.1生）のお子さんがいる
B	高校生年代以下（0～18歳）のお子さんがいる
C	AとBのお子さんの合計が3人以上である

多子加算とは

児童手当では、下記に該当するお子さんを年齢順に「第1子」「第2子」とカウントして、「第3子以降」のお子さんから手当額が増額となります。

〈該当のお子さん〉

- 受給者が養育している、高校生年代以下（0～18歳）のお子さん
- 経済的負担等のある大学生年代（19～22歳）のお子さん

第4子	第3子	第2子	第1子	カウントなし
¥30,000	¥30,000	¥10,000	支給なし	
 0歳	 5歳	 17歳	 19歳	 24歳

大学生年代のお子さんを
カウントの対象とするためには申請が必要です

※18歳以上のお子さんは自動的にカウントの対象にはなりません

問い合わせ先

行橋市市役所 西棟1階17番窓口 子ども支援課 児童家庭係
0930-55-9626（直通）